

2012（平成24）年10月2日

宮城県村井嘉浩知事 殿  
宮城県議会議長 殿

九州ひまわりプロジェクト 代表 村上さと子

齋藤利幸法律事務所（送達場所）  
代理人弁護士 齋藤利幸

## 通知書

冠省 貴県は北九州市と石巻ブロックのがれき搬出に関する協定並びに契約を締結し、これに基づきがれきを搬出し、北九州市をしてがれきの焼却をせしめていることはご存じの通りです。この契約の違法性は別紙国庫補助金支給禁止請求事件の訴状に記載したとおりの違法・不当があり、極めて遺憾です。

私達は、この違法は現に行われている宮城県議会において必ず是正される、即ち北九州市へのがれき搬出するための鹿島JV契約の変更は否決されるものと信じております。

しかし、万が一貴議会においてこのような正しい決議がなされない場合には、別紙訴状を裁判所に提出し、国の補助金の正しい不支給を求めて裁判ということになりますことを通知します。

付加しますと、北九州市に対しては、がれき搬入・焼却禁止の仮処分を申立し、裁判所において審尋手続が終了、本月中旬頃にはその結論が出る予定です。この裁判において、北九州市は、上記違法・不当性について全く答弁できないという事態に陥っております。貴県とのがれき搬出協定・契約は既に破綻していると言ふべきであり、宮城県議会がこの様なものを認めるのかどうか、裁判所の判断と齟齬することはないのか、注目の的となっておりますことを念ため付言致します。

以 上

# 訴 状

2012（平成 24）年 10 月★日

福岡地方裁判所小倉支部 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 齋 藤 利 幸

原 告 別紙 原告目録記載の通り

被 告

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 - 1

被告 国

代表者法務大臣 田中 慶秋

国庫補助金支給禁止請求事件

訴訟物の価額 金 800 万円（措額算定不能× 5）

貼用印紙額 金 4 万 2000 円